

三重DMAT・SCU連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、三重DMAT・SCU連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 協議会は、三重DMATの活動や広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営等について、関係者間で協議することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事項に関する事務を所掌する。

- (1) 三重DMATの活動および運用に関すること。
- (2) 三重DMATの訓練・研修に関すること。
- (3) 三重県内のSCUの運営や資機材管理等に関すること。
- (4) その他三重DMATの活動に関し必要と認められる事項

(構成員等)

第4条 協議会は、別表に定める者をもって構成する。

- 2 協議会は、構成団体の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員が協議会に出席できない場合には、当該構成員の所属する機関においてその職務を代理する者を会議に出席させることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて、専門的知見を有する者をアドバイザーとして招請し意見を聞くことができる。
- 5 別表に掲げる構成員以外の者が会議の傍聴を求めた場合、協議会で協議のうえ、傍聴の可否を決定する。

(役員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 世話人 20名以下
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 世話人（会長及び副会長を含む）は世話人会を構成し、会務を運営する。

(役員を選出と任期)

第6条 世話人の構成は次のとおりとし、当該団体からの推薦により選出する。

- (1) 災害拠点病院から各1名まで
- (2) 防災関係機関から各1名まで
- 2 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長及び副会長は、世話人間の協議により世話人の中から選出する。協議が整わない場合は、世話人による多数決により選出する。なお、任期は2年とし、再任を妨げない。

(世話人会)

第7条 世話人会は、会長が招集し、協議会の運営に関し必要な事項を協議する。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(作業部会の設置)

第9条 協議会は、協議会の目的を達成するため、検討課題に応じた作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は前項で規定された課題について検討を行う。
- 3 作業部会の構成員は世話人会で決定する。

(細則)

第10条 本要綱の目的を達成するために必要な細則は別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、三重県医療保健部医療政策課において処理する。

附 則

本要綱は、平成23年3月10日から施行する。

本要綱は、平成30年7月27日から施行する。

本要綱は、令和3年9月27日から施行する。

【別 表】

区分	構成団体	構成員
災害医療 関係機関	災害拠点病院（ <u>17</u> ）	三重 DMAT 隊員、担当者
	災害医療支援病院（ <u>5</u> ）	担当者
	日本赤十字社三重県支部	担当者
防災関係 機関	陸上自衛隊第 33 普通科連隊	担当者
	三重県消防長会	担当者
	三重県警察本部	担当者
行政関係 部署	三重県防災対策部	担当者
	三重県医療保健部	担当者
	県内保健所（ <u>9</u> ）	担当者